

3 届出の対象となる行為

景観計画区域内において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。ただし、文化財保護法や風致地区条例などの他法令が適用される行為や仮設の建築物などは届出が不要となります。

①建築物（重点地区を除く区域全て）

行 為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが10mを超える建築物 ○建築面積が500㎡を超える建築物

※第5章において重点地区として位置付ける「館山駅西口地区」については、上記によらず、以下を届出の対象とします。

②建築物（重点地区 館山駅西口地区）

行 為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○建築基準法第2条第1号に規定される全ての建築物 ※増築や改築の場合は、新たに行う部分のみが届出の対象となります。

③工作物（全域共通）

行 為	届出の対象
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さが6mを超える煙突 ○高さが15mを超える鉄柱・コンクリート柱・鉄塔・木柱 ○築造面積が500㎡を超える太陽光発電施設 ○高さが10mを超える風力発電施設

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

④開発行為（全域共通）

行 為	届出の対象
都市計画法第4条第12項で規定する開発行為	○開発区域の面積が1,000㎡以上のもの

⑤屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（全域共通）

行 為	届出の要件
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○堆積区域の面積が500㎡以上のもの 目づ ○道路その他の公共の場所から容易に望見できるもの ※ただし、堆積の期間が3ヶ月を超えないものは届出不要です。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

第6章

良好な景観形成のための行為の制限